議案第１２９号

霧島市河川占用料等徴収条例の一部改正について

霧島市河川占用料等徴収条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

霧島市河川占用料等徴収条例（平成17年霧島市条例第266号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

45
250
1,700
120
940

」を

「

50
280
1,900
130
1,000

」に、「発電施設」を「発電所」に改める。

別表第２中

「

660
190
830
79
160
690
45
8

「

730
220
910
87
180
760
50
9

8	9
130	150
160	180
170	190
120	130
170	190
120	130
110	120
14,000	15,500
79	87
44	49
600	680
98	110
23	25
1,900	2,100
110	120
120	130

」を　　」に改める。

別表第３中「河川産出物採取料」を「土石等採取料」に、

「　　「

100	110
120	140
150	170
140	160
80	90
120	140

」を　　」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の霧島市河川占用料等徴収条例第２条の規定により許可を受けた占用に係る河川占用料等については、改正後の霧島市河川占

用料等徴収条例別表第１から別表第３までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 66 号）が改正されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。